

別表第1(第3条関係)

補助事業の区分	共用型サテライトオフィス整備事業	共用型サテライトオフィス活用事業
補助対象者	宿泊事業者	愛南町まちづくりパートナー企業の社員
補助対象経費	次に掲げるものの購入経費 1 無線LAN等の通信機器(パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報通信端末を除く。) 2 モニター 3 プリンター 4 コピー機 5 机 6 イス 7 テーブル 8 パーテーション 9 エアコン 10 その他町長が適当と認める備品	次に掲げる料金 1 共用型サテライトオフィスの使用料 2 共用型サテライトオフィスを使用して宿泊した場合の宿泊料
補助金の交付要件	次に掲げる要件を全て満たすこと。 1 共用型サテライトオフィスを整備すること。 2 共用型サテライトオフィスの広さは、一人当たり10立方メートル以上の気積を確保すること。 3 共用型サテライトオフィスの使用に関する料金体系を明確にすること。 4 補助対象者が整備する共用型サテライトオフィスを愛南町まちづくりパートナー企業がサテライトオフィスとして登録し、及び使用したい旨の申出があった場合は、これを承諾すること。 5 補助対象経費に国、愛媛県、町の他の補助金等の交付を受けようとする場合において、補助金の交付決定額が補助対象経費から他の補助金等の額を控除した額(以下「補助残額」という。)を超えるときは、補助残額を補助金の交付決定額とする。	共用型サテライトオフィスを使用して業務を行うこと。
補助率	3分の2	10分の10
補助限度額	30万円	5万円
補助金の交付回数	一の宿泊事業者につき1回限り	一の年度につき1回限り

備考 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないこと。